

監護相当・生計費負担についての確認書 主な Q&A

No	質問	回答
1	児童の兄弟等を含めても子が3人以上いない場合(例えば19歳の子と17歳の児童を養育している場合)であっても、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出は必要ですか。	児童の兄弟等がいる場合であっても、合計の人数が3人以下である場合は提出する必要はありません。
2	戸籍上で自身の子ではない子(例えば妻の子)であっても、養育している子の人数に加算することができますか。	戸籍上で自身の子ではない子であっても、申立人がその子について監護相当であり、かつ生計費の負担があれば加算することができます。
3	児童の兄弟等が結婚をしている場合、養育している子の人数に加算することができますか。	結婚をしても、申立人が監護相当であり、かつ生計費の負担があるのであれば加算することができます。ただし、その状況について確認させていただくことがあります。
4	児童の兄弟等が仕事をしている場合、職業等の欄のどれに○をつければよいでしょうか。	仕事をしている場合には、その他に○をつけてください。
5	児童の兄弟等が予備校に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	予備校に通っている場合には、無職(アルバイトをしている場合にはその他)に○をつけてください。また、卒業予定年月や通学先については記載しないでください。
6	児童の兄弟等が専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合には、学生に○をつけ、卒業予定年月や通学先(専門学校・短大・高等専門学校名)を記載してください。
7	児童の兄弟等が高校(定時制を含む)に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	高校に通っている場合には、学生に○をつけ、卒業予定年月や通学先(高校名)を記載してください。
8	児童の兄弟等が学生であるが、留年(が決定)等していることにより当初の卒業予定時期の見込みよりも長い期間在籍する予定である場合に、卒業予定時期はどのように記載すればよいでしょうか。	留年等により本来予定していた卒業予定時期よりも長い期間在籍することが見込まれる場合には、申出時点での卒業予定時期を記載するようにしてください。
9	監護相当・生計費の負担がある児童の兄弟等が住民票を異動していない申立人と同居していることになっているものの、通学の理由などにより下宿(別居)している場合は、住所欄はどこに住所を記載すればよいですか。また、「申立人による監護相当の状況」欄はどこに該当しますか。	住所欄は住民票上の住所地を記載することとなっていますので、申立人と同居しているものとして住所は申立人と同居所を記載することになります。また、「申立人による監護相当の状況」欄については、住民票上の住所が同一の場合は①同居、別の場合は②別居に○をつけてください。
10	いつ時点の監護相当・生計費負担の状況を申し出るのでしょうか。	令和6年10月1日時点の状況です。令和6年10月1日以前に提出する場合には、令和6年10月1日時点での見込みについて記載してください。
11	いつまでに提出すればよいですか。	令和6年10月31日(木)までに提出してください。期限を過ぎた場合であっても令和7年3月31日(月)までに提出した場合には、令和6年10月分から支給額を増額することができますが、令和6年12月の支給に反映できない可能性があります。
12	今後、児童の兄弟等の監護相当・生計費負担がなくなった場合は、どのようにすればよいですか。	監護相当・生計費負担がなくなった場合には、手続きが必要です。手当額に影響しますので速やかに手続きをしてください。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当の返還が必要になることがあります。
13	今後、学生であった児童の兄弟等が学生でなくなった場合や有職者(仕事をしている者)であった児童の兄弟等が仕事を辞めた場合等、確認書に記載した内容と変更があった場合に、手続きを行う必要がありますか。	質問のような、確認書に記載・提出した内容に変更があった場合には、手続きが必要です。速やかに手続きをしてください。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当の返還が必要になることがあります。

【用語の意味】

監護相当…児童の兄弟等について監護に相当する日常生活の世及び必要な保護をしている場合をさします。

生計費の負担がある…児童の兄弟等が請求者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をさします。